

あいかわ町民活動応援事業審査基準

1 審査機関

- 「あいかわ町民活動応援事業」に応募された事業は、補助金交付の採否について、「愛川町町民参加推進会議協働事業審査部会」において、審査する。
- 審査員は5人以内とし、選出区分は次のとおりとする。
 - ・ 公募による町民 1人
 - ・ 公益活動に実績のある者 1人
 - ・ 町の各種施策に知見を有する者 2人
 - ・ 専門委員 1人

2 事前確認

- 提出された申込書等は、各記載項目に不備等がないか住民協働課において事前確認をし、不備等があるときは、必要に応じて助言や指導、再提出の指示等を行う。

3 審査

- 審査員は、次の指標により、書類審査及び個別ヒアリングを行う。

指 標	内 容
妥 当 性	事業の趣旨等が応募要件を満たしているか評価
公 益 性	事業の成果や効果によって、公益が確保されるか評価
実 現 性	実現可能な企画構成、スケジュール、予算計画となっているか評価
創 造 性	新たな視点、発想から企画された事業であるか、事業内容に創意工夫が施されているか評価
継 続 性	補助金による事業が終了した後も当該事業や団体が継続・発展することが期待できるか評価
費用の妥当性	対象経費の内容、補助金の申請額は妥当であるか評価

- 書類審査は、基本的には非公開で行うことから必要最小限の審査とする。
- 書類審査の結果に応じ、町は申込書の補正や再提出の指示などを行うことができる。
- 個別ヒアリングの時間は、1事業あたり30分程度とする。

- 審査は、「審査シート」により、審査員ごと行う。
- 各審査員の評価は、指標ごとに5点満点で採点し、30点満点を総評点として行う。
- 合計総評点の平均が15点以上は採用相当とし、平均が15点以上であっても過半数の審査員が15点未満の評価をした事業については、不採用相当とする。

4 最終決定

- 町長は、審査会からの報告に基づき、採用事業の最終的な決定を行う。
- 審査の結果は、全ての申込者に書面により通知する。